

声明

日韓法律家共同声明 1周年記念シンポジウム声明

2019年12月23日、日韓の法律家による「1965年日韓請求権協定の尊重を要求する日韓法律家共同声明」が、東京とソウルで同時に発表された。これを記念して両国間のさらなる友好を計るため開催された声明1周年記念国際シンポジウムを成功裏に終えることを共に喜びたい。

1948年8月15日、韓半島における唯一の合法政府として大韓民国政府が樹立され、また、1952年4月28日、サンフランシスコ条約の発効により日本は主権を回復した。こうして独立を得た韓国と主権を取り戻した日本は、互いに善隣と主権を尊重し、1951年9月8日サンフランシスコ条約の関係規定、並びに1948年12月12日国連総会決議第195号(Ⅲ)を想起しつつ、1965年6月22日に日韓基本条約を締結した。サンフランシスコ条約の関係規定は、「日本国は、韓国の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」という規定を含むものである。

かくして締結された日韓基本条約は、1910年8月22日及びそれ以前に大日本帝国と大韓帝国間で締結されたすべての条約・協定の無効確認、並びに1948年12月12日国連総会決議第195号(Ⅲ)に明示された大韓民国政府が韓半島における唯一の合法政府であることの確認を踏まえ、日韓の国交を樹立すること内容とするものであった。また、同条約の付属協定として「日韓文化財および文化協力に関する協定」「日韓漁業協定」「在日韓国人法的地位と待遇に関する協定」「日韓財産および請求権問題解決と経済協力に関する協定」が同日同時に締結された。日韓基本条約と付属協定は、締結時から今に至るまで一貫して日韓両国の信頼と利益増進の出発点であり、再建と発展の土台となってきた。日韓両国は、日韓基本条約と付属協定により互いに対等な立場で新しい国際秩序に順調に参加し、両国の平和と繁栄を求めることを約束したのである。

しかしながら、韓国大法院が2018年10月30日に宣告した判決において、旧日本製鉄株式会社に所属した韓国人労働者の新日本製鉄住金(現・日本製鉄株式会社)に対する各1億ウォンの慰謝料請求が認容され、さらに同判決に基づき日本製鉄の韓国内資産に対する韓国裁判所の強制執行が開始されて以来、日韓間の信頼と利益は深刻な損傷を被ることとなった。韓国裁判所によってなされようとしている強制執行は、「1965年日韓請求権協定の効力」及び「国際条約遵守義務の不遵守」という重大な国際法上の問題を惹起するものである。そして日韓基本条約の付属協定の効力に疑問が生じることになれば、基本条約の効力にまで影響を及ぼしかねない。このような事態が日韓両国の国益に深刻な影響を及ぼすことは自明である。

日韓請求権協定の効力についての異論が絶えず提起されていることは、両国の相互共存と協力の約束並びに平和と繁栄の約束それ自体に対し異論が提起されていることを意味する。その中において韓国大法院は、日韓請求権協定の効力が及ばない、若しくは、日韓請求権協定において予定しなかった損害賠償請求権が存在するとの趣旨の判決を下した。このことは、韓国司法府が、日韓請求権協定において清算されていない紛争や請求権が存在することを認めることによって、日韓間に未解決の問題が存在することを公式に認めたことを意味する。韓国司法府によるかかる判決及びそれにとまなう強制執行手続きの進行によって、日韓両国は、1965年日韓基本条約締結以前の状態に戻る危機に直面している。

韓半島における唯一の合法政府である韓国政府は、形式的な法治主義に基づく違憲の法律を陸続として制定し、民主共和国の名に値しない、法の支配の完全な形骸化を招いている。中でも5・18（光州事件）及び済州4・3事件に関連する歴史歪曲禁止法の名により制定された法律は、形式的に法律の形をとっているとはいえ、国民の表現の自由、学問の自由、良心の自由を本質的に侵害するものであって、全体主義国家でなければ想像しえない究極の悪法と言わなければならない。このような法律が制定された経緯に照らせば、近い将来において、日韓請求権協定を土台から揺るがしている「慰安婦」及び「徴用工」の問題に関する歴史的事実について、学問の自由及び表現の自由を否定するとき法律が制定される恐れすら否定できない。

他方、現下の国際情勢にあっては、アメリカ主導の戦後国際秩序に対し、共産党による強権的独裁体制を敷く中国の挑戦が強まっている。この過程において、香港が享受してきた自由が剥奪され、中国と台湾との葛藤が熾烈化し、北朝鮮の核による脅威が現実化した。このように混乱する国際情勢に対応するためには、日韓両国は、互いの経済協力と信頼を固く護持していかなければならない。日韓請求権協定に対するいかなる異論、脅威その他、同協定の効力を失わせるおそれのあるいかなる行為も、両国の国益に反するものであることを深く認識し、両国関係者の賢明な対処によってこれを乗り越えていかなければならない。

日韓両国は、1965年日韓請求権協定を尊重しなければならない。自由と民主主義に基づく国際秩序を維持するため、東アジア地域においてこれを破壊しようとする動きに対して断固たる反対の姿勢を貫きつつ、自由と民主主義を守るため身を挺して立ち上がった人々の間に広汎な連帯関係を創り出さなければならない。そのことのみが、混乱する国際情勢のなかにおいて、自由と民主主義の下で生き残る唯一の途である。そして韓国にあっては、日韓基本条約が確認する大命題である「韓半島における唯一の合法政府」たる立場を堅持しつつ韓半島を統一する時代を迎えるためにも、日本の協力を必要としているのである。

日韓両国の法律家と知識人である我々は、両国の政府および司法関係者が賢明な対応と措置をとることを求めて、下記のとおり声明する。

第一、第二次世界大戦中の韓国人労務者の損害などに関する請求権は、1965年日韓請求権協定によって国際問題としては完全かつ最終的に解決されたものであり、韓国大法院判決が認めた慰謝料請求権もこれと何ら異なるものではない。

第二、歴史的真相は、客観的資料に基づく歴史研究によって解明されなければならない。自由な批判が保障される中で冷静な分析によって歴史家が糾明しなければならない。我々は、学問と言論の自由を守るため戦っている、日韓両国を始めとする東アジア諸国・地域の学者・法律家・言論人らを強く支持する。

第三、日韓両国は、各々、その国民の国内外における私有財産権を保護する国家的責務を負っているのであって、互いにその立場を尊重しなければならない。韓国政府は、日韓請求権協定の無効化をもたらす大法院判決に基づく日本企業に対する強制執行に対し、1965年日韓請求権協定を尊重する立場からこの問題の処理に直接関わらなければならない。

我々は、日韓両国の法律家及び知識人として、日韓両国の政府・司法関係者に対し、両国関係の破局を回避して真の友好関係を再構築することができるよう最大限の努力を尽くすことを促すため、相互に連帯して以上のとおり声明する。

2020年12月25日

日韓法律家共同声明1周年記念シンポジウム参加者一同